地方卸売市場認定申請・届出等事務の手引き

兵庫県農林水産部流通戦略課

令和４年４月15日　改正

目　次

Ⅰ　手続き編

　第１　地方卸売市場の認定を受けるとき【認定申請】・・・・・・・・・・・・・・・１

　第２　地方卸売市場が中央卸売市場の認定を受けるとき【届出】 ・・・・・・・・・４

第３　地方卸売市場の全部又は一部を休止又は廃止するとき【届出】・・・・・・・・５

　第４　地方卸売市場の開設者が事業報告書を提出するとき【報告】・・・・・・・・・６

第５　地方卸売市場の卸売業者が事業報告書を提出するとき【報告】・・・・・・・・７

　第６　地方卸売市場の認定事項を変更するとき①【認定申請】・・・・・・・・・・・８

　第７　地方卸売市場の認定事項を変更するとき②【届出】・・・・・・・・・・・・・９

　第８　地方卸売市場の認定事項を変更するとき③【報告】・・・・・・・・・・・・・10

Ⅱ　参考資料編

　＜様式（卸売市場条例施行規則様式）＞

　　　様式第１号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・県様式第１号を使用

　　　様式第２号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・県様式第３号を使用

　　　様式第３号（認定変更申請書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

　　　様式第４号（認定変更届）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

　　　様式第５号（休止・廃止届）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

　　　様式第６号（中央市場申請届）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

　　　様式第７号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・県様式第４号を使用

　＜県様式（県事務処理について様式）＞

　　県様式第１号（認定申請書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

　　　県様式第２号（誓約書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

　　　県様式第３号（卸売業者事業報告書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

　　　県様式第４号（開設者運営状況報告書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

罰則規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

申請・届出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

【用語等】

法：卸売市場法（昭和46年４月３日法律第35号）

法施行令：卸売市場法施行令（昭和46年６月30日政令第221号）

法施行規則：卸売市場法施行規則（昭和46年６月30日農林省令第52号）

県事務処理について：地方卸売市場に係る事務処理について

（令和元年12月13日消流第1148号）

様式：法施行規則別記様式

県様式：地方卸売市場に係る事務処理について様式

Ⅰ　手続き編

第１　地方卸売市場の認定を受けるとき【認定申請】

１　根拠

法第13条、14条

法施行規則第17条、18条、19条、20条、21条、22条、23条、24条

県事務処理について

２　申請者［法：第13条第２項］

認定を受けようとする開設者

３　提出時期

　*認定を受けようとする３０日前まで*

４　提出書類

（1）申請書［法：第13条第２項／法施行規則：第17条第１項／県事務処理について：別記１］

認定申請書（県様式第１号）

注：様式中に、直近年度の貸借対照表・損益計算書、申請年度の貸借対照表・損益計算書の見込みの記載又は添付が規定されているため注意すること。開設者が地方公共団体の場合は様式中５の（１）の表に記載すること。

（2）添付書類等［法施行規則：第17条第３項／県事務処理について：別記／県様式第１号記載上の注意］

ア　地方公共団体の場合

・業務規程（策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付）

・開設者の直近年度の事業報告書（事業開始後１年を経過していない場合は事業計画書）【県様式第４号を準用】

・卸売市場の施設の配置図

・卸売業者の定款

・卸売業者の登記事項証明書　　　　　　　　卸売業者が個人の場合は戸籍抄本

・卸売業者の役員名簿

・卸売業者の直近の事業年度の事業報告書（事業開始後１年を経過していない場合は事業計画書）【県様式第３号を準用】

・法第13条第５項第４号イ及びロ（※）に掲げる方法が公表されていることを証する書類*【公表HPを印刷したもの、場内掲示の様子を撮影した写真等】*

※　法第13条第５項第４号イ及びロの内容

・卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引　の方法その他の売買取引の方法

・取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

・法第13条第５項第５号の表の下欄に掲げる事項（※※）以外の遵守事項が定められている場合にあっては、次に掲げる書類

（ア）当該遵守事項を定めるに当たって法第13条第５項第６号ロの規定により取引参加者の意見を聴いたことを証する書類*【説明会議事録等】*

（イ）当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていることを証する書類*【公表HPを印刷したもの、場内掲示の様子を撮影した写真等】*

※※　法第13条第５項第５号の表の下欄に掲げる事項の内容

・取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと

・卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な　　取扱いをしないこと

・卸売業者は、業務規程に定められた方法により、卸売をすること

・卸売業者は、インターネット等により、①営業日及び営業時間②取扱品目③引渡しの方法④委託手数料等の出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額⑤販売代金の支払期日及び支払い方法　を公表すること

・取引参加者は、業務規程に定められた方法により、決済を行うこと

・卸売業者は、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、貸借対照表及び損益計算書の閲覧の申出があった場合には、正当な理由（①その卸売業者に販売の委託又は販売をする見込みがない者からの申出②安定的な決済を確保する観点からの財務状況の確認以外の目的に基づく申出③同一の者からの短期間に繰り返しの申出）がある場合を除き、インターネットや事務所における備置きにより閲覧させること。

・卸売業者は、インターネット等により、①その日の主要な品目の卸売予定数量②その日の主要な品目の卸売の数量及び価格③その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額を開設者が定める時までに公表すること。

・県収入証紙（手数料）18,000円分を認定申請書の１ページ目に貼付又は兵庫県電子納付サービスにより手数料18,000円を納付してください。

　電子納付サービスにより納付された場合は、必ず流通戦略課まで連絡してください。

　【兵庫県電子納付サービス納付先】

（<https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00530>）

　 イ　その他の法人の場合（アに加えて以下の書類）

・開設者の定款

・開設者の登記事項証明書

・開設者の役員名簿及び役員の履歴書

・開設者が卸売市場法第14条において準用する第５条第２～４号（※※※）に掲げる者に該当しないことを誓約する書類【県様式第２号】

※※※　法第14条において準用する第５条２～４号の内容

・法人又は役員が、卸売市場法、その他生鮮食料品等の取引に関する法律（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律、商品先物取引法、農産物検査法、輸出入取引法、と畜場法、下請代金支払遅延等防止法、商標法、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、計量法、不正競争防止法、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、種苗法、健康増進法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、消費者安全法、食品表示法、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から２年を経過しないもの

・中央卸売市場又は地方卸売市場の認定を取り消された日から２年を経過しない法人

・中央卸売市場又は地方卸売市場の認定を取り消された日の30日前以内にその法人の役員であり、取り消しから２年を経過しないものが役員である法人

５　その他

（1）地方公共団体以外の者であって次のいずれかに該当するものは、認定を受けることができない［法：第５条（第14条で準用）］

・法人でない者

・その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から２年を経過しないもの

・第11条第１項の規定により前条第１項の認定を取り消され、又は第14条において読み替えて準用する第11条第１項の規定により第13条第１項の認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない法人

・第11条第１項の規定による前条第１項の認定の取消し又は第14条において読み替えて準用する第11条第１項の規定による第13条第１項の認定の取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から２年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

（2）特記事項

県告示事項［法：第13条第６項］

・開設者の名称及び住所

・地方卸売市場の名称

・地方卸売市場の位置及び取扱品目

第２　地方卸売市場が中央卸売市場の認定を受けるとき【届出】

１　根拠

法第８条、14条

法施行規則第29条

２　申請者［法：第８条第２項（第14条で準用）］

　　地方卸売市場の開設者

３　提出期限［法施行規則：第29条］

　　農林水産大臣への中央卸売市場の認定の申請後速やかに

４　提出書類

届出書［法：第８条第２項（第14条で準用）／法施行規則：第29条］

中央卸売市場の認定申請に係る届出書（様式第６号）

５　その他

（1）地方卸売市場が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該地方卸売市場に係る認定は、その効力を失う［法：第８条第１項（第14条で準用）］

・当該地方卸売市場の業務の全部が廃止されたとき

・当該地方卸売市場について農林水産大臣の中央卸売市場の認定があったとき

（2）特記事項

県告示事項［法：第８条第３項（第14条で準用）］

第３　地方卸売市場の全部又は一部を休止又は廃止するとき【届出】

１　根拠

法第７条、８条、14条

法施行規則第28条

２　申請者［法：第７条（第14条で準用）］

　　開設者

３　提出期限［法施行規則：第28条第２項］

休止又は廃止しようとする日の３０日前まで

４　提出書類

届出書［法施行規則：第28条第２項］

業務の休止又は廃止に係る届出書（様式第５号）

５　その他

（1）地方卸売市場の開設者は、業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その旨及びその理由を場内の見やすい場所に掲示するとともに、インターネット等により公表するとともに、都道府県知事に届け出なければならない［法：第７条（第14条で準用）／法施行規則：第28条第１項］

（2）地方卸売市場が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該地方卸売市場に係る認定は、その効力を失う［法：第８条第１項（第14条で準用）］

・当該地方卸売市場の業務の全部が廃止されたとき

・当該地方卸売市場について農林水産大臣の中央卸売市場の認定があったとき

（3）特記事項

　　県告示事項［法：第８条第３項（第14条で準用）］

　　（全部を廃止する場合のみ）

第４　地方卸売市場の開設者が事業報告書を提出するとき【報告】

１　根拠

法第12条、14条

法施行規則第30条

県事務処理について

２　報告者→報告先［法：第12条第１項（第14条で準用）］

開設者→県

３　提出期限［法施行規則：第30条第１項］

毎年度経過後４ヶ月以内

４　提出書類［法施行規則第30条第１項／県事務処理について：別記４］

（1）報告書

運営状況報告書（県様式第４号）

注：様式中に、当該年度の貸借対照表・損益計算書、次年度の貸借対照表・損益計算書の見込みの記載又は添付が規定されているため注意すること。開設者が地方公共団体の場合は様式中２の表を参考にすること。

（2）添付書類［法施行規則第30条第２項／県事務処理について：別記３］

卸売業者の最新の事業報告書（県様式第３号）

第５　地方卸売市場の卸売業者が事業報告書を提出するとき【報告】

１　根拠

法第12条、13条、14条

法施行規則第21条、30条

県事務処理について

２　報告者→報告先［法：第13条第５項第５号の表の５の項（２）］

卸売業者→開設者

３　提出期限［法施行規則：第21条第１項］

毎事業年度経過後９０日以内

４　提出書類［法施行規則第21条第１項／県事務処理について：別記３］

報告書

事業報告書（県様式第３号）

注：様式中に貸借対照表・損益計算書の様式例が示されているため、当該年度の内容を記載又は添付すること。

５　その他

　　卸売業者は、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、貸借対照表及び損益計算書の閲覧の申出があった場合には、正当な理由（①その卸売業者に販売の委託又は販売をする見込みがない者からの申出②安定的な決済を確保する観点からの財務状況の確認以外の目的に基づく申出③同一の者からの短期間に繰り返しの申出）がある場合を除き、インターネットや事務所における備置きにより閲覧させること。［法：第13条第５項第５号の表の５の項（２）／法施行規則第21条］

第６　地方卸売市場の認定事項を変更するとき①【認定申請】

１　根拠

法第６条、13条、14条

法施行規則第17条、25条

２　申請者［法：第６条（第14条で準用）］

開設者

３　提出期限

*変更しようとする日の30日前まで*

４　提出書類

（1）申請書［法施行規則：第25条］

認定事項の変更に係る認定申請書（様式第３号）

(2) 添付書類［法施行規則：第25条／様式第３号記載上の注意］

認定申請書への添付書類（業務規程含む）に変更がある場合は、変更後の当該書類

業務規程に変更がある場合は、変更に関する意思の決定を証する書面

記載内容を変更後の内容に修正した認定申請書（県様式第１号、押印不要）

５　【認定申請】に該当する変更事項［法施行規則：第25条、26条］

・卸売市場の位置及び施設の変更（施設の面積（合計）の10％を超える増減）

・卸売市場の取扱品目の変更

・卸売市場の運営体制の変更（開設者の組織の人員の10％以上の減少）

・卸売業者に関する事項の変更（卸売業者の変更、卸売市場の取扱品目のいずれかについて卸売業者が存在しなくなる変更）

・業務規程の変更（遵守事項、取引参加者への指導及び助言・報告及び検査・是正の求めその他の措置、売買取引の方法、決済の方法　の変更を含むもの）

第７　地方卸売市場の認定事項を変更するとき②【届出】

１　根拠

法第６条、13条、14条

法施行規則第26条、27条

２　届出者［法：第６条（第14条で準用）］

開設者

３　提出期限［法施行規則：第27条］

変更後７日以内

４　提出書類

（1）申請書［法施行規則：第27条］

認定事項の軽微な変更に係る届出書（様式第４号）

(2) 添付書類［法施行規則：第27条第３項／様式第４号記載上の注意］

認定申請書への添付書類（業務規程含む）に変更がある場合は、変更後の当該書類

業務規程に変更がある場合は、変更に関する意思の決定を証する書面

記載内容を変更後の内容に修正した認定申請書（県様式第１号、押印不要）

５　【届出】に該当する変更事項［法施行規則：第26条、27 条第２項］

・開設者の名称、住所、代表者の氏名の変更（開設者の変更を除く）

・卸売市場の名称の変更

第８　地方卸売市場の認定事項を変更するとき③【報告】

１　根拠

法第６条、12条、13条、14条

法施行規則第17条、26条、27条、30条

２　報告者［法：第12条第１項（第14条で準用）］

開設者

３　提出期限［法施行規則：第30条第１項］

毎年度経過後４ヶ月以内

４　提出書類［法施行規則第30条第１項／県事務処理について：別記４］

（1）報告書

運営状況報告書（県様式第４号）

注：様式中「５　認定事項の軽微な変更の状況」に記載すること

(2) 添付書類［法施行規則：第27条第３項／県様式第４号記載上の注意］

認定申請書への添付書類（業務規程含む）に変更がある場合は、変更後の当該書類

業務規程に変更がある場合は、変更に関する意思の決定を証する書面

記載内容を変更後の内容に修正した認定申請書（県様式第１号、押印不要）

５　【報告】に該当する変更事項［法施行規則：第26条、27 条第２項］

・卸売市場の位置及び施設の変更（施設の面積（合計）の10％以内の増減）

・卸売市場の取扱品目ごとの取扱数量・金額の変更

・卸売市場の運営体制の変更（開設者の組織の人員の10％以上の減少以外）

・卸売市場の運営に必要な資金の確保に関する事項の変更

・卸売業者に関する事項の変更（卸売業者の変更、卸売市場の取扱品目のいずれかについて卸売業者が存在しなくなる変更以外）

・卸売業者以外の取引参加者、その他の関係事業者に関する事項の変更

・業務規程の変更（遵守事項、取引参加者への指導及び助言・報告及び検査・是正の求めその他の措置、売買取引の方法、決済の方法　の変更を含むもの以外）

Ⅱ　参考資料編

別記様式第３号（第11条第１項及び第25条第１項関係）

認定事項の変更に係る認定申請書

農林水産大臣（都道府県知事）　殿

 年　　月　　日提出

名　　 　　　　　称

法人番号：

住　　　　　　 　所

代表者の役職及び氏名

卸売市場法第６条第１項（第14条において準用する同法第６条第１項）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）に係る認定事項の変更について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１　変更の内容

２　変更の理由

３　変更内容の施行年月日

【添付書類】

①

②

③

④

⑤

（記載上の注意）

１．地方卸売市場に係る申請にあっては、（　）の文言とすること。

２．変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第１号〕を添付すること。

３．第２条第３項（第17条第３項）に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。

４．業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

５．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第４号（第13条第１項及び第27条第１項関係）

認定事項の軽微な変更に係る届出書

地方農政局長（都道府県知事）　殿

年 　 月 　日提出

名　　 　　　　 　称

法人番号：

住　　　　　　 　所

代表者の役職及び氏名

卸売市場法第６条第２項（第14条において読み替えて準用する同法第６条第２項）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

１　変更の内容

２　変更の理由

３　変更内容の施行年月日

【添付書類】

①

②

③

④

⑤

（記載上の注意）

１．地方卸売市場に係る届出にあっては、（　）の文言とすること。

２．提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあっては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあっては沖縄総合事務局長とすること。

３．変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第１号〕を添付すること。

４．認定申請書〔別記様式第１号〕の２の（２）及び（３）、３の（２）並びに４から７までの事項の変更のうち、第12条（第26条）に定める軽微な変更に該当するものについては、第13条第２項（第27条第２項）に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、卸売市場法第12条第１項（第14条において読み替えて準用する同法第12条第１項）の規定による毎年度の卸売市場の運営状況の報告においてその変更の内容を記載すれば足りる。

５．第２条第３項（第17条第３項）に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。

６．業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

７．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第５号（第14条第２項及び第28条第２項関係）

業務の休止又は廃止に係る届出書

地方農政局長（都道府県知事）　殿

年　　月　　日提出

名　　　　　 　　称

法人番号：

住　　　　　 　　所

代表者の役職及び氏名

卸売市場法第７条（第14条において読み替えて準用する同法第７条）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）の業務の休止〔廃止〕について、次のとおり届出します。

１　休止〔廃止〕の内容

２　休止〔廃止〕の理由

３　休止する期間〔廃止する年月日〕

４　取引参加者への通知の状況

（記載上の注意）

１．地方卸売市場に係る届出にあっては、（　）の文言とすること。

２．提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあっては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあっては沖縄総合事務局長とすること。

３．廃止の届出にあっては、〔　〕の文言とすること。

４．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第６号（第15条及び第29条関係）

地方卸売市場（中央卸売市場）の認定申請に係る届出書

地方農政局長（都道府県知事）　殿

年　　月　　日提出

名　　　　　 　　称

法人番号：

住　　　　　 　　所

代表者の役職及び氏名

　年　月　日付けで都道府県知事（農林水産大臣）に対して地方卸売市場（中央卸売市場）の認定申請を行いましたので、卸売市場法第８条第２項（第14条において読み替えて準用する同法第８条第２項）の規定により届出します。

（記載上の注意）

１．地方卸売市場に係る届出にあっては、（　）の文言とすること。

２．提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあっては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあっては沖縄総合事務局長とすること。

３．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

【県様式第１号（法施行規則第17条第１項関係）】

 認 定 申 請 書

兵庫県知事　様

　　　　　　　　　 年 　月　 日提出

法　　人　　名　　称

法人番号：

住　　　　　　　　所

代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第１項の規定により、地方卸売市場の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

（記載上の注意）

１．一体性のある複数の市場（生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもって運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。）を１つの地方卸売市場として申請する場合には、２、３及び７の事項は市場ごとに記載すること。その際には、別紙として表形式等で添付しても差し支えない。

２．添付する業務規程については、策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

３．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

１　卸売市場の名称

２　卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項

（１）位置

（２）面積

（３）施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設の名称 | 施設の面積 | 設置年月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |

　　（記載上の注意）卸売場、仲卸売場及び倉庫（冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。）については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

３　卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

（１）取扱品目：

（２）取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱品目 | 実績（　年度） |
|  | トン千円 |
|  | トン千円 |

（記載上の注意）

１．実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載し、事業の開始後１年を経過していない場合は、申請の日を含む年度の見込みを記載すること。

２．花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

４　卸売市場の業務の運営体制に関する事項

（記載上の注意）組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

５　卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

収支の状況

　（記載上の注意）

１．直近年度の貸借対照表及び損益計算書を記載又は添付し、事業の開始後１年を経過していない場合は、申請の日を含む年度の見込みを記載又は添付すること。

２．地方公共団体が申請する場合には、１．にかかわらず、下記の表に記載すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収　入 | 実績（　年度） | 支　出 | 実績（　年度） |
| 総収入 |  | 総支出 |  |
| 前年度繰越金 |  | 市場管理費（営業費用） |  |
| 使用料計 |  | 人件費(注4) |  |
| 売上高割使用料 |  | 事務費(注5) |  |
| 面積割使用料 |  | 建設改良費（総事業費） |  |
| と畜場使用料 |  | うち付帯事務費 |  |
| その他 |  | うち補助対象事業費 |  |
| 地方債起債 |  | うち付帯事務費 |  |
| 国庫補助金 |  | 地方債償還金 |  |
| うち建設改良に係る補助金 |  | 利息償還金 |  |
| 都道府県補助金 |  | うち市場事業に係る償還金 |  |
| うち建設改良に係る補助金 |  | うち建設改良に係る償還金 |  |
| 一般会計からの繰出金 |  | うちH4年度以降許可債分(注6) |  |
| 指導監督的経費繰出金 |  | 元金償還金 |  |
| 建設改良費繰出金 |  | うち市場事業に係る償還金 |  |
| と畜事業費操出金 |  | うち建設改良に係る償還金 |  |
| その他操出金 |  | と畜事業に係る償還金 |  |
| 貸付金 |  | 企業債取扱諸費 |  |
| 貸付金利息 |  | 繰上充用金 |  |
| 受取利息及び配当金 |  | 貸付金 |  |
| その他 |  | その他 |  |
| うち受益者負担金分(注2) |  | うち○○○○(注3) |  |
| うち○○○○(注3) |  | うち○○○○ |  |
| うち○○○○ |  | 翌年度繰越金 |  |

（記載上の注意）

１．実績の欄には直近年度の金額を実績で記載し、事業の開始後１年を経過していない場合は、申請の日を含む年度の見込みを記載すること。

２．受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。

３．その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。

４．人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。

５．事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。

６．平成４年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

６　卸売市場の卸売業者に関する事項

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　名称 | 代表者名 | 取扱品目 | 取扱実績 | 純資産額 | 経常損益 | 備考 |
|  |  |  | トン千円 | 千円 | 千円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載し、事業の開始後１年を経過していない場合は、申請の日を含む年度の見込みを記載すること。

２．純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。

３．備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

７　卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

（１）取引参加者に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　取扱品目 | 仲卸業者数 | 売買参加者数 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（記載上の注意）売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

（２）取引参加者以外の関係事業者に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 業　種 | 業者数 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（開設者の連絡先）

　　部署名：

　　TEL：

　　FAX：

　　e-mail：

【県様式第２号（法施行規則第17条第３項第１号ホ関係）】

当社は、卸売市場法第14条において準用する同法第５条第２号から第４号に掲げる下記の者に該当しないことを誓約します。

記

１　その法人又はその業務を行う役員が、卸売市場法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律、商品先物取引法、農産物検査法、輸出入取引法、と畜場法、下請代金支払遅延等防止法、商標法、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、計量法、不正競争防止法、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、種苗法、健康増進法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、消費者安全法、食品表示法、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律　の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から２年を経過しないもの

２　中央卸売市場又は地方卸売市場の認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない法人

３　中央卸売市場又は地方卸売市場の認定の取消しの日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から２年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

【県様式第３号（法施行規則第21条第１項関係）】

事 業 報 告 書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

　開設者　様

　　　卸売市場の名称

法　　人　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人番号：

代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第５項第５号の表の５の項（２）の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

（記載上の注意）

１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２．個人である場合にあっては、下記に準じて作成すること。

第１　業務の状況

１　組織に関する事項

事業運営組織

（記載上の注意）組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

２　卸売業務の状況

(1)　卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 受 託 販 売 | 買 付 販 売 | 卸 売 業 務 合 計 |
| 数 量 | 金 額 | 委　託手数料 | 数 量 | 金 額 | 買付販売利益(損失)金　額 | 数 量 | 金 額 | 販売利益(損失)金　額 |
|  | トン | 千円 | 千円 | トン | 千円 | 千円 | トン | 千円 | 千円 |
| 当期合計 (A) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年同期 (B) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年同期対比（B／A） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |

（記載上の注意）

１．種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

①　野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあっては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実

②　生鮮水産物に属するものにあっては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物

③　肉類に属するものにあっては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）

④　花きに属するものにあっては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他

⑤　その他の生鮮食料品等に属するものにあっては、農産加工品（つけ物及び青果加工品を除く。）、つけ物、青果加工品（つけ物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他

に、それぞれ区分して記載すること。

２．花きの数量の単位は、切花にあってはケース（100本を1ケースに換算する。）、鉢物にあっては鉢（1個1鉢とする。）、枝物にあっては束（100本を1束に換算する。）、植木にあっては本（1個1本とする。）とする。

(2)　集荷先別取扱高の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分種類 | 生産者個　人 | 生産者任　意組　合 | 出　荷団　体 | 産　地出　荷業　者 | 商　社 | 他市場卸　売業　者 | 他市場仲　卸業　者 | その他 | 合　計 | 備　考 |
|  | 千円(　　　) | 千円( ) | 千円(　　　) | 千円(　　　) | 千円(　　　) | 千円(　　　) | 千円(　　　) | 千円(　　　) | 千円(　　　) |  |
| 合 計 | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) |  |

（記載上の注意）

１．種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

①　青果に属するものにあっては、野菜及び果実

②　生鮮水産物に属するものにあっては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物

③　肉類に属するものにあっては、牛肉、豚肉及びその他

④　花きに属するものにあっては、切花、鉢物及びその他

⑤　その他の生鮮食料品等に属するものにあっては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他

に、ぞれぞれ区分して記載すること。

２．出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。

３．青果又は青果加工品に属するものにあっては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。

４．生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものにあっては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。

５．肉類又は肉類加工品に属するものにあっては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。

６．買付集荷に係るものにあっては、（　）に内数で記載すること。

 　 (3)　販売方法別取引の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分種類 | せり・入札 | 相対取引 | 合　　　計 |
|  | うち商物分離取引 |  | うち商物分離取引 |  | うち商物分離取引 |
| 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
|  | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．種類の欄は、１の(2)の記載上の注意の１の区分に準じて記載すること。

２．花きの数量の単位は、１の(1)の記載上の注意の２に準じて記載すること。

３．せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。

第２　経理の状況

１　　貸　　借　　対　　照　　表

年　　月　　日現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　　　　　　　目 | 金　　額 | 科　　　　　　　目 | 金　　額 |
| （　　資　産　の　部　　）Ⅰ　流動資産（１）現金（２）預金（３）売掛金（４）受取手形（５）有価証券（６）親会社株式（７）商品（８）貯蔵品（９）前渡金（10）荷主前渡金（11）前払費用（12）未収収益（13）立替金（14）短期貸付金（15）未収金（16）仮払金（17）繰延税金資産（　）・・・・・（　）貸倒引当金Ⅱ　固定資産１　有形固定資産（１）建物（２）構築物（３）機械及び装置（４）船舶及び車両その他の陸上運搬具（５）工具、器具及び備品（６）土地（７）建設仮勘定（　）・・・・・２　無形固定資産（１）のれん（２）借地権（３）電話加入権（４）施設負担金（　）・・・・・３　投資その他の資産（１）投資有価証券（２）子会社株式（３）出資金（４）子会社出資金（５）長期貸付金（６）開設者預託保証金（７）定期預金（８）長期前払費用（９）事業者保険料（10）繰延税金資産（　）・・・・・（　）貸倒引当金Ⅲ　繰延資産（１）創立費（２）開業費（３）試験研究費（４）開発費（５）新株発行費（　）・・・・・ | 千円　××× | （　　負　債　の　部　　）Ⅳ　流動負債（１）受託販売未払金（２）支払手形（受託）（３）荷主預り金（　　小　　計　　）（４）買掛金（買付け）（５）支払手形（買付け）（６）預り金（買付け）（　　小　　計　　）（７）買掛金（その他）（８）支払手形（その他）（９）短期借入金（10）未払金（11）未払法人税等（12）未払消費税等（13）未払費用（14）前受金（15）預り金（その他）（16）前受収益（17）仮受金（18）繰延税金負債（19）賞与引当金（　）・・・・・Ⅴ　固定負債（１）長期借入金（２）預り保証金（３）繰延税金負債（４）退職給与引当金（　）・・・・・負　　　債　　　合　　　計（　純　資　産　の　部　）Ⅵ　株主資本１　資本金２　新株式申込証拠金３　資本剰余金（１）資本準備金（２）その他資本剰余金４　利益剰余金（１）利益準備金（２）その他利益剰余金①　○○積立金②　・・・・③　繰越利益剰余金（繰越損失金）５　自己株式６　自己株式申込証拠金Ⅶ　評価・換算差額等１　その他有価証券評価差額金２　繰越ヘッジ損益３　土地再評価差額金４　・・・・・Ⅷ　新株予約権純　　資　　産　　合　　計 | 千円　××× |
| 資産合計 | ××× | 負債及び純資産合計 | ××× |

注　記

|  |
| --- |
| １　採用する企業会計慣行２　親会社及び支配関係を持っている法人に対する債権及び債務（科　目）　　　　　　　（金　額）千円３　重要な流動資産、取引所の相場のある株式及び社債について、その時価が取得価額又は制作価額よりも著しく低い場合においてその取得価額又は制作価額を付したとき、及び流動資産について会社計算規則第５条第６項の規定により価格を付した場合には、その旨４　取締役及び監査役等役員に対する金銭債権及び金銭債務役員に対する債権額　　　　　　　　　　　　　　千円役員に対する債務額　　　　　　　　　　　　　　千円５　保証債務額総　　　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円６　受取手形割引高　　　　　　　　　　　　　　　　　千円受取手形譲渡高　　　　　　　　　　　　　　　　　千円７　担保に供した固定資産の種類及び帳簿価額（資産の種類）　　　　　（金　額）千円８　会計方針を変更した場合は、その旨及び変更に伴う当期利益増減額千円９　財務状況に関する事項　（１）純資産額（貸借対照表の純資産合計の額）　　　　　　　　　　　　　　　千円（Ａ）　　　　○年度１日当たり卸売金額（卸売業務取扱額／卸売業務営業日数）　　　　千円（Ｂ）　　　　（Ａ）／（Ｂ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○日分相当（２）流動比率（流動資産／流動負債）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○．○（３）自己資本比率（純資産合計／負債及び純資産合計）　　　　　　　　　　　○．○ |

（記載上の注意）

１．株式会社以外の卸売業者にあっては、上記様式に準じて作成すること。

２．附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。

３．他部門勘定は、他部門に対し債権的関係にある場合には借方（資産の部）の末尾に、債務的関係にある場合には貸方（負債の部）の末尾に記載すること。

４．貸借対照表の注記５の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。

５．貸借対照表の注記６の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者（振出人又は引受人）が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。

６．貸借対照表の注記９の純資産額を１日当たり卸売金額で除した値、流動比率及び自己資本比率は、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位の桁まで記載すること。

７．消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

２　　損　　益　　計　　算　　書

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　　　　　　　　　目 | 金　　　　　　　　　　　　　　　　　　額 |
| Ⅰ　営業損益１　卸売業務(1)　受託手数料（　受託品取扱額　）(2)　買付販売損益1)　純売上高商品総売上高売上値引及び戻り高2)　売上原価期首商品たな卸高商品純仕入高総仕入高仕入値引及び戻し高合計期末商品たな卸高買付販売利益（損失）金額販売利益（損失）金額２　兼業業務(1)　売上高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2)　売上原価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・兼業業務利益（損失）金額売上総利益（損失）金額３　販売費及び一般管理費(1)　○○使用料(2)　○○奨励金(3)　役員報酬(4)　従業員給料手当(5)　福利厚生費(6)　退職給与金(7)　退職給付引当金繰入(8)　旅費交通費(9)　通信費(10)　運搬費(11)　受託品事故損(12)　会議費(13)　交際費(14)　寄付金(15)　宣伝広告費(16)　貸倒損失(17)　貸倒引当金繰入(18)　消耗品費(19)　図書費(20)　減価償却費(21)　修繕費(22)　保険料(23)　水道光熱費(24)　賃借料(25)　公共負担金(26)　公租公課(27)　支払賦課金(28)　雑費( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・営業利益（損失）金額Ⅱ　営業外損益１　営業外収益(1)　受取利息及び配当金(2)　仕入割引(3)　有価証券売却益(4)　雑収入( )　・・・・・・・・・・・・・２　営業外費用(1)　支払利息(2)　有価証券売却損(3)　繰延資産償却(4)　雑損失( )　・・・・・・・・・・・・・経常利益（損失）金額Ⅲ　特別利益１　固定資産売却益( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・２　前期損益修正益３　その他の特別利益( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・Ⅳ　特別損失１　固定資産売却損( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・２　減損損失( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・３　災害による損失( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・４　前期損益修正損５　その他の特別損失( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・税引前当期純利益（損失）金額法人税等・・・・・・・・・・・・・・・・法人税等調整額当期純利益（損失）金額 | 千円×　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　× | 千円（×　×　×）×　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　× | 千円×　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　× |

注　記

|  |
| --- |
| 親会社及び支配関係を持っている法人との営業取引による取引高千円 |

（記載上の注意）

１．株式会社以外の卸売業者にあっては、上記様式に準じて作成すること。

２．附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。

３．受託物品の受領後卸売業者の責に帰すべき事由により生じた損失は、受託品事故損勘定で処理し、買付品の売上値引は商品売上高から控除する形式で処理すること。

４．損益計算書の総売上高及び総仕入高の記載に当たっては、内部売上高又は内部仕入高を控除すること。なお、期末たな卸高の記載に当たっては、内部取引によって生じた利益を控除すること。

５．法人税等勘定には、当該事業年度の所得に対する法人税又は所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理し、損益計算書に計上すること。

６．消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

【県様式第４号（法施行規則第30条第１項関係）】

運 営 状 況 報 告 書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

兵庫県知事　様

年　　　月　　日提出

法　　人　　名　　称

法人番号：

住　　　　　　　　所

代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第１項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

（記載上の注意）

１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

１　卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱品目 | 実績（　年度） |
|  | トン千円 |
|  | トン千円 |
|  | トン千円 |
|  | トン千円 |

（記載上の注意）

１．複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。

２．実績の欄には当該年度の数量及び金額を実績で記載すること。

３．花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

２　卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

収支の状況

　（記載上の注意）

１．当該年度の貸借対照表及び損益計算書を記載又は添付すること。

２．地方公共団体が申請する場合には、１．にかかわらず、下記の表に記載すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収　入 | 実績（　年度） | 支　出 | 実績（　年度） |
| 総収入 |  | 総支出 |  |
| 前年度繰越金 |  | 市場管理費（営業費用） |  |
| 使用料計 |  | 人件費(注4) |  |
| 売上高割使用料 |  | 事務費(注5) |  |
| 面積割使用料 |  | 建設改良費（総事業費） |  |
| と畜場使用料 |  | うち付帯事務費 |  |
| その他 |  | うち補助対象事業費 |  |
| 地方債起債 |  | うち付帯事務費 |  |
| 国庫補助金 |  | 地方債償還金 |  |
| うち建設改良に係る補助金 |  | 利息償還金 |  |
| 都道府県補助金 |  | うち市場事業に係る償還金 |  |
| うち建設改良に係る補助金 |  | うち建設改良に係る償還金 |  |
| 一般会計からの繰出金 |  | うちH4年度以降許可債分(注6) |  |
| 指導監督的経費繰出金 |  | 元金償還金 |  |
| 建設改良費繰出金 |  | うち市場事業に係る償還金 |  |
| と畜事業費操出金 |  | うち建設改良に係る償還金 |  |
| その他操出金 |  | と畜事業に係る償還金 |  |
| 貸付金 |  | 企業債取扱諸費 |  |
| 貸付金利息 |  | 繰上充用金 |  |
| 受取利息及び配当金 |  | 貸付金 |  |
| その他 |  | その他 |  |
| うち受益者負担金分(注2) |  | うち○○○○(注3) |  |
| うち○○○○(注3) |  | うち○○○○ |  |
| うち○○○○ |  | 翌年度繰越金 |  |

（記載上の注意）

１．実績の欄には当該年度の金額を実績で記載すること。

２．受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。

３．その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。

４．人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。

５．事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。

６．平成４年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

３　卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

（１）売買取引の結果等（卸売市場法第13条第５項第３号ロ）

（２）売買取引の方法（卸売市場法第13条第５項第４号イ）

（３）決済の方法（卸売市場法第13条第５項第４号ロ）

（記載上の注意）インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURLを記載すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料（（１）にあっては一例で構わない。）を添付すること。

４　取引参加者の状況

（１）卸売業者

①卸売業者の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 代表者名 | 取扱品目 | 取扱実績 | 純資産額 | 経常損益 | 備考 |
|  |  |  | トン千円 | 千円 | 千円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

　（記載上の注意）

１．取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。

２．純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。

３．備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

　　②場外指定保管場所の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 位置 | 指定年月日 | 主な保管品目 | 温度管理の有無 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．業務規程において、当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所を、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することとしている場合に、当該指定した保管場所について記載すること。

２．温度管理の有無の欄については、当該保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

（２）仲卸業者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取扱品目 | 個人 | 法人 | 合計 |
|  | （ ） | （ ） | （ ） |
|  | （ ） | （ ） | （ ） |
|  | （ ） | （ ） | （ ） |

（記載上の注意）

１．複数の市場がある場合にあっては、市場ごとに表を作成すること。

２．（　）には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること（既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。）。

３．法人の仲卸業者については、その貸借対照表及び損益計算書又はそれらの概要を添付すること。

（３）売買参加者

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱品目 | 業　　種 |
| 一般小売店 | スーパー | 生協 | 給食、外食納入業者 | 加工業者 | 他市場卸売業者 | その他 |
|  | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) |
|  | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) |
|  | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) |

（記載上の注意）

１．仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認や登録等を行っている者について記載すること。

２．複数の市場がある場合にあっては、市場ごとに表を作成すること。

３．（　）には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること（既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。）。

（４）取引参加者以外の事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 業　　種 | 業　者　数 |
|  |  |
|  |  |

（記載上の注意）複数の市場がある場合にあっては、市場ごとに表を作成すること。

５　認定事項の軽微な変更の状況

　①変更の内容

　②変更の理由

　③変更内容の施行年月日

（記載上の注意）

１．第27条第２項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書〔別記様式第４号〕の提出に代える場合に記載すること。

２．変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔県様式第１号〕を添付すること。

３．第17条第３項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。

４．業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

（開設者の連絡先）

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：

地方卸売市場の罰則規定

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　案 | 罰　則 |
| 法第18条・法第13条第７項の規定に違反して、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称した者 ・法第12条第１項若しくは第２項の規定（これらの規定を第14条において読み替えて準用する場合を含む。）による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第14条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者法第19条・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する | 30万円以下の罰金 |

申請・届出先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属名 | 住　所 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
| 兵庫県庁農林水産部流通戦略課食の安全・ゼロエミッション班 | 〒650-8567　神戸市中央区下山手通5-10-1 | 078-362-3443 | 078-362-4276 |